

伊達市公共施設への電力供給業務プロポーザル実施概要書

1 概要

平成28年4月1日から電気の小売業への参入が全面自由化されたことから、伊達市においても、電気使用料金の削減、安定供給等、総合的な観点から、電力供給事業者を選定しようとするものである。

2 案件名・内容等

- (1) 案件名 伊達市公共施設への電力供給業務
- (2) 案件内容 電力供給業務 一式
- (3) 候補対象施設 伊達市役所本庁舎外55施設（別紙1のとおり）

3 仕様

- (1) 電力供給業務
 - ア 電力供給条件（業務用電力）
 - (ア) 電気方式 交流3相3線式
 - (イ) 供給電圧 6,000ボルト
 - (ウ) 計量電圧 6,000ボルト
 - (エ) 標準周波数 50ヘルツ
 - (オ) 受電方式 1回線受電
 - (2) 契約電力、予定使用電力量及び力率
 - ア 契約電力
別紙2のとおり（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）
 - イ 予定使用電力量
別紙2のとおり（ただし、気象条件や社会情勢等によって増減する場合がある。）
 - ウ 力率
100パーセント（業務用電力）
 - (3) 電力供給期間
令和3年4月1日（0：00）から令和6年3月31日（24：00）まで
 - (4) 需給地点
需給場所構内に伊達市（以下「発注者」という。）が設置した区分開閉器電源側接続点
 - (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
 - (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電力量等の計量

ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計算される値をいう。）及び力率の計量は、各供給場所に設置された計量器により行うものとする。

イ 計量日時は、発注者と電力供給者（以下「受注者」という。）が協議の上、毎月定めるものとし、受注者が計量結果の記録を提出すること。

(8) 電気料金等の算定期間

電気料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

(9) 電力料金は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

ア 基本料金

本仕様書に規定する契約電力、契約単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{契約単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

イ 電力量料金

使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については、ウによる。）の料金を乗じて計算した金額（以下の算式による。）

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量契約単価} + \text{燃料費調整単価}) + \text{再生可能エネルギー促進賦課金}$$

料金体系は基本料金と電力量料金(夏季・その他季)に基づく二部料金制とすること。

ウ 燃料費調整

燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、発注者、受注者協議の上、決定する。ただし、東北電力㈱の燃料費調整額を超えない範囲で行う。

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、東北電力㈱が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

(10) 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で定めた規定に該当しない者であること。
- (2) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年伊達市告示第14号）に定める指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）であること。
- (5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (6) 過去3年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と電力供給にかかる契約を締結した経験があること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 直近2年度分の国税、都道府県税及び伊達市税を滞納していない者であること。
- (9) 伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (10) 「電力供給における入札の競争参加資格について」（令和2年1月27日付け環境省大臣官房会計課事務連絡）に照らし、環境に配慮した事業者であること。

6 参加申請書の提出

(1) 参加申請書の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和2年11月24日（火）～令和2年12月7日（月）17時必着

イ 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

ウ 提出先

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市役所財務部財政課管財係

エ 提出書類

(ア) 参加申請書（様式第1号）※代表者印を押印すること。

(イ) 納税証明書

直近2年度分の伊達市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税の納税証明書（伊達市に対する納税義務のない者にあつては、直近2事業年度分の法人税の納税証明書）並びに直近2事業年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書

(ウ) 法人登記簿謄本の写し

(エ) 印鑑証明書

※(ウ)・(エ)については、令和元・2年度伊達市競争入札参加資格の登録がある者は不要

(2) 参加資格確認の結果通知

ア 提出された書類について「4 参加資格」に基づき審査を行い、参加の可否を決定し、参加申請書（様式第1号）に記載された連絡先メールアドレス宛に参加資格確認通知書（様式第2号）を電子ファイルにて送付する。

イ 審査により参加資格がないと認められた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（伊達市の休日を定める条例（平成18年伊達市条例第2号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

ウ イに対する回答は、原則として、その説明をを求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面にて行う。

7 提案書の提出

(1) 提案書等受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和2年12月14日（月）～令和2年12月24日（木）17時必着

イ 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

ウ 提出先

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市役所財務部財政課管財係

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やすなどして記入又は複数枚に分けて記入すること。なお、提案書は、1事業者につき1案とする。

ア 提案届出書（様式第3号）※ 代表者印を押印すること。

イ 提案書（見積価格、算出根拠、積算内訳表及びその他提案事項等）（任意様式）

本実施概要書の「3 仕様」及び別紙2「予定契約電力及び月別予定使用電力」等に基づき、見積価格、算出根拠、公共施設等ごとの積算内訳表等（見積価格及び積算内訳表には、消費税及び地方消費税を含む。）について必ず記載するものとし、提案する電気料金が、別紙2「予定契約電力及び月別予定使用電力」の電気料金合計に対して、何%の削減効果があるかを明記すること。

また、単に電気料金の削減の提案にとどまらず、事業者の知見やノウハウ等を活用した追加の提案事項等についても、提案書に含めて記載すること。

なお、提案書は、20ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、書式等は自由とする（任意様式）。

ウ 事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績（様式第4号）

エ 直近2事業年度における決算に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

オ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

ただし、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の場合は、「登録小売電気事業者であることを証する写し」の提出は不要とする。

カ 環境配慮に関する概要書（様式第5号）

(3) 提出部数

上記（2）の提出書類は、正副1部ずつ提出すること。

8 質疑応答

本プロポーザルに対する質問及び回答方法等については、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（様式第6号）を用いて電子メールにて提出の上、提出した旨の電話連絡を行うこと。

(2) 質問先

伊達市役所財務部財政課管財係

電話番号：024-575-1189（内線：5251）

E-mail：zaisei@city.fukushima-date.lg.jp

(3) 質問期間

令和2年12月7日（月）から令和2年12月10日（木）まで

(4) 回答方法

質問の回答は、令和2年12月14日（月）までに、市のホームページで公表する。

9 事業者選定方法

事業者の選定方法については、参加資格を有すると認められたものについて、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、伊達市が設置する審査委員会による書類審査評価点とプレゼンテーション審査評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

また、優先交渉権者の次に書類審査評価点とプレゼンテーション審査評価点の合計点が高い者を次点として選定する。

なお、審査委員会の構成員の所属及び職氏名は非公表とする。

(1) 書類審査

提案書（任意様式）、事業者概要書及び国・地方公共団体等における各種事業の実績（様式第4号）及び環境配慮に関する概要書（様式第5号）について、別紙3「審査基準表」により書類審査を行うものとする。

なお、提案者が6者以上の場合は、書類審査評価点の上位5者を書類審査合格とし、合格者に対してプレゼンテーション審査を実施する。書類審査の合否については、書類審査結果通知書（様式第7号）により、提案者全員に対してメールにて通知する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションの内容について別紙3「審査基準表」により審査を行うものとする。

ア 実施日（予定）

令和3年1月22日（金）

イ 実施場所

伊達市役所東棟4階401多目的会議室（福島県伊達市保原町字舟橋180番地）

ウ プレゼンテーションの方法及び実施順

プレゼンテーションについては、発注者へ提出した提案書（任意様式）等を用いて行うものとし、当日における追加提案の説明や追加資料の配付は一切認めないものとする。

また、プレゼンテーションの実施順は、提案届出書（様式第3号）の受付順とする。

なお、プロジェクターやスクリーンの使用を希望する場合は、必ず提案書等の提出時に申し出るものとし、パソコン、その他必要な機材は提案者が用意すること。

エ 実施時間

実施時間は、提案者1者につき25分以内（プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分以内）とする。

オ 出席者

出席者は、提案者1者につき3名以内とする。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査結果通知書（様式第8号）により、令和3年1月27日（水）に、提案者に対してメールにて通知するとともに、市のホームページにおいても審査結果を公表するものとする。

なお、審査結果等に関する一切の事項について、質問や異議申し立て等は受けないものとする。

(3) 提案者が1者のみの場合の選定方法

提案者が1者のみの場合、書類審査配点総点数及びプレゼンテーション審査配点総点数の合計点の60%を基準点とし、全審査委員の評価点の合計点が基準点を満たす場合のみ、当該提案者を優先交渉権者として選定する。

10 スケジュール

公告（実施概要書の公表）	令和2年11月24日（火）
参加申請書等受付	令和2年11月24日（火）～令和2年12月7日（月）
参加資格確認通知	令和2年12月9日（水）
質問の受付	令和2年12月7日（月）～令和2年12月10日（木）
質問の回答	令和2年12月14日（月）
提案書等受付	令和2年12月14日（月）～令和2年12月24日（木）
書類審査	令和2年1月6日（水）
プレゼンテーション審査	令和3年1月22日（金）予定
審査結果通知	令和3年1月27日（水）予定
契約締結	令和3年4月1日（木）付 予定

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。

- (1) 事業者が参加資格を満たさないことがわかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (3) 選考委員又はその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (4) 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、電力供給の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (5) その他著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

12 契約の締結等

- (1) 優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、施設所管課ごとに随意契約の手

続きを行うものとする。その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする（ただし、個別の公共施設等ごとに見た場合、現行の事業者よりも電気料金が高くなるものについては、契約を締結しないことがあるので留意すること。）。

- (2) 優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合は、次点として選定した者を優先交渉権者として随意契約の手続きを行うものとする。
- (3) 当該契約期間内において、翌年度以降、予算の削減又は削除があった場合、発注者は当該契約の変更又は解除を行うことがあり得るものとする。

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加申請後、参加を辞退しようとする場合は、速やかに「1.4 問い合わせ先」まで電話連絡の上、辞退届（様式第9号）を郵送又は持参により提出しなければならない（※代表者印を押印すること。）。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類等を含む。）は、伊達市情報公開条例（平成18年伊達市条例第14号）に基づき、公開請求者あて情報公開することがある。
- (3) 応募に際して要した費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案者より提出された書類については、提出後の追加、修正を原則認めないものとし、一切返却しないものとする。

1.4 問い合わせ先

担 当： 伊達市役所財務部財政課管財係

電話番号： 024-575-1189（内線：5251）

E-mail：zaisei@city.fukushima-date.lg.jp